

茨木市土地開発公社情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号）の趣旨にのっとり、茨木市土地開発公社（以下「公社」という。）が情報公開を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「文書等」とは、公社の役員又は職員（以下「役職員」という。）が、職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、公社の役職員が組織的に用いるものとして、公社が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公社が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
- (2) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの（前号に掲げるものを除く。）

(公社の責務)

第3条 公社は、この規程の解釈及び運用に当たっては、文書等の公開を求める市民の権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この規程の定めるところにより文書等の公開の申出をしようとする者は、この規程の目的に即し、適正な申出に努めるとともに、文書等の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(文書等の公開を求める権利)

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、公社に対し、公社の保有する文書等の公開を申し出ることができる。

(公開申出の手続)

第6条 前条の規定による文書等の公開の申出（以下「公開申出」という。）は、文書等公開申出書（様式第1号。以下「公開申出書」という。）を公社に提出してしなければならない。

- 2 公社は、公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をした者（以下「公開申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、文書等公開申出書の補正通知書（様式第2号）により、その補正を求めることができる。この場合において、公社は、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(文書等の公開義務)

第7条 公社は、公開申出があったときは、公開申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該文書等を公開するものとする。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 公社の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であ

ると認められる情報を除く。

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
- (5) 公社の内部又は公社と国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 公社又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 公社の事業又は独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 法令等の規定により、公にすることができないとされている情報

(文書等の一部公開)

第8条 公社は、公開申出に係る文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開申出者に対し、当該部分を除いた部分につき公開するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開申出に係る文書等に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、

当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 公社は、公開申出に係る文書等に非公開情報(第7条第7号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開申出者に対し、当該文書等を公開することができる。

(文書等の存否に関する情報)

第10条 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、公社は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定及び通知)

第11条 公社は、公開申出に係る文書等の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を文書等公開決定通知書(様式第3号)又は文書等部分公開決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 公社は、公開申出に係る文書等の全部を公開しないとき(前条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る文書等を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を文書等非公開決定通知書(様式第5号)、文書等存否応答拒否決定通知書(様式第6号)又は文書等不存在による非公開決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 公社は、前2項の規定により、公開申出に係る文書等の全部又は一部を公開しないときは、公開申出者に対し、当該通知書にその理由を示すものとする。

4 公社は、前項の場合において、公開申出に係る当該文書の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を公開できるようになることが明らかであるときは、その旨を公開申出者に通知するものとする。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開申出があった日の翌日から起算して15日以内にするものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、公社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、公社は、公開申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を文書等公開決定等期間延長通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開申出に係る文書等が著しく大量であるため、公開申出があった日の翌

日から起算して 30 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、公社は、公開申出に係る文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの文書等については相当の期間内に公開決定等をするに足りる。この場合において、公社は、前条第 1 項に規定する期間内に、公開申出者に対し、次に掲げる事項を文書等公開決定等期間特例延長通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書等について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 14 条 公開申出に係る文書等に公社、地方公共団体、地方独立行政法人、国、独立行政法人等及び公開申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公社は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者の意見を意見照会書（様式第 10 号）により照会することができる。

2 公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者の意見を意見照会書により照会するものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている文書等を公開しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 1 号イ、同条第 2 号ただし書又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている文書等を第 9 条の規定により公開しようとするとき。

3 前 2 項の意見照会書には、文書等公開決定等に係る意見書（様式第 11 号）を添付するものとする。

4 公社は、第 1 項及び第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、公社は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を、文書等公開通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

(文書等の公開の方法)

第 15 条 文書等の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については次の各号に定める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディス

クを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 公社が、その保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付。ただし、次に掲げる方法が容易であるときは、当該方法により行うことができる。

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

イ 当該電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 文書等の閲覧又は視聴は、公社が指定する期日及び場所において行う。

3 文書等を閲覧し、又は視聴する者は、当該文書等を丁寧に扱うとともに、当該文書等を汚損し、又は破損してはならない。

4 公社は、前項の規定に違反した者に対して、文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

5 写しの交付は、申出1件について1部とする。

（法令等との調整）

第16条 公社は、法令等の規定により、何人にも公開申出に係る文書等が前条に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、前条の規定にかかわらず、当該文書等については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等に規定する公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第17条 公開申出に係る文書等の閲覧は無料とし、写し等の作成及び送付に要する費用は、申出者の負担とし、その額は別表のとおりとする。

（異議申出等）

第18条 公開決定等を受けた者は、当該公開決定等に不服がある場合は、当該公開決定等を知った日の翌日から起算して3か月以内に、公社に対し、異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

2 異議申出は、公社に対し異議申出書（様式第13号）を提出することにより行うものとする。

3 公社は、異議申出があつたときは、その異議申出が明らかに不当であるときを除き、茨木市を通じて、茨木市情報公開・個人情報保護審査会（次項において「審査会」という。）に対し異議申出照会書（様式第14号）により照会するものとする。この場合において、公社は、照会した旨を異議申出人に対し、情報公開・個人情報

保護審査会照会通知書（様式第 15 号）により通知するものとする。

- 4 公社は、前項による照会に対する回答を審査会から受けたときは、これを尊重して、当該異議申出に対する決定をするものとする。

（情報提供施策の推進）

第 19 条 公社は、法人運営の透明性の一層の向上を図るため、積極的な広報活動を行うとともに、市民の求めに応じ、情報の提供を行うように努めるものとする。

- 2 公社は、次に掲げる資料を事務所に備え付け、市民の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 決算報告書
- (5) 事業計画書
- (6) 予算書

（文書等の管理等）

第 20 条 公社は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等を適正に管理するものとする。

- 2 公社は、文書等の管理に関する必要な事項を定めるとともに、これを公表するものとする。
- 3 公社は、保有する文書等の検索に必要な資料を作成し、市民の利用に供するものとする。

（運用状況の公表）

第 21 条 公社は、毎年、この規程の運用状況について、公表するものとする。

（委任）

第 22 条 この規程に定めるもののほか、公社の情報公開について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程は、施行日以後に作成し、又は取得した文書等について適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別 表

1 写し等の作成に要する費用の額

方 法	規 格		金 額
乾式複写機による作成	日本工業規格 A列3番まで	単色刷り	1枚につき 10円
		多色刷り	1枚につき 20円
録音カセットテープへの複写 による作成	記録時間120分		1巻につき 150円
ビデオカセットテープへの複 写による作成	VHS方式 記録時間120分		1巻につき 200円
光ディスクへの複写による作 成	700メガバイトのCD-R		1枚につき 100円

- (1) 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として算定する。
- (2) 乾式複写機による作成については、原則として、日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、日本工業規格A列3番による大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。
- (3) この表に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、別に定める。

2 写し等の送付に要する費用の額

- (1) 方法 郵便
- (2) 金額 郵便料金の額

様式第2号（第6条関係）

文書等公開申出書の補正通知書

茨土地公第 号
令和 年 月 日

様

茨木市土地開発公社
理事長



あなたが令和 年 月 日付けで提出された文書等公開申出書は、次のとおり不備がありますので、茨木市土地開発公社情報公開規程第6条第2項の規定により補正を求めます。

補正をする事項	
提出期限	令和 年 月 日
添付書類	
補正書提出先 (担当課)	所在地 〒 部 課 電話番号

様式第4号（第11条関係）

<p>文書等部分公開決定通知書</p> <p>茨土地公第 号 令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p>茨木市土地開発公社理事長 印</p> <p>令和 年 月 日に申出のありました文書等の公開については、次のとおり一部を公開することと決定しましたので、茨木市土地開発公社情報公開規程第11条第1項の規定により通知します。</p>	
公開申出に係る文書等の件名	
公開の実施方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 その他（ ）
公開の日時及び場所	令和 月 日（午前・午後）時から 時までの間に、 （ ）にお越しく下さい。 なお、当日都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話で御連絡ください。
公開しない部分	
理由	茨木市土地開発公社情報公開規程第 条第 項第 号該当
令和 年 月 日以後であれば公開の申出に係る文書等を公開することができますので、同日以後に改めて公開の申出をしてください。	
担当	部 課 電話番号

備考1 文書等の公開を受けるときには、この通知書を提示してください。

2 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市土地開発公社理事長に対して異議の申出をすることができます。

様式第5号（第11条関係）

<p>文書等非公開決定通知書</p> <p>茨土地公第 号 令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p>茨木市土地開発公社 理事長 印</p> <p>令和 年 月 日に申出のありました文書等の公開については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、茨木市土地開発公社情報公開規程第11条第2項の規定により通知します。</p>	
公開申出に係る文書等の件名	
公開しない理由	茨木市土地開発公社情報公開規程第 条第 項第 号に該当 (理由)
<p>令和 年 月 日以後であれば公開の申出に係る文書等を公開することができますので、同日以後に改めて公開の申出をしてください。</p>	
担 当	部 課 電話番号

備考 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市土地開発公社理事長に対して異議の申出をすることができます。

様式第6号（第11条関係）

<p>文書等存否応答拒否決定通知書</p> <p>茨土地公第 号 令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p>茨木市土地開発公社 理事長 印</p> <p>令和 年 月 日に申出のありました文書等の公開については、次のとおり文書等の公開申出を拒否することと決定しましたので、茨木市土地開発公社情報公開規程第11条第2項の規定により通知します。</p>	
公開申出に係る文書等の件名	
公開申出を拒否する理由	
担 当	部 課 電話番号

備考 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市土地開発公社理事長に対して異議の申出をすることができます。

様式第7号（第11条関係）

<p>文書等不存在による非公開決定通知書</p> <p>茨土地公第 号 令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p>茨木市土地開発公社 理事長 印</p> <p>令和 年 月 日に申出のありました文書等の公開については、当該文書等を保有していないため、次のとおり公開しないことと決定しましたので、茨木市土地開発公社情報公開規程第11条第2項の規定により通知します。</p>	
公開申出に係る文書等の件名	
文書等を保有していない理由	
担 当	部 課 電話番号

備考 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市土地開発公社理事長に対して異議の申出をすることができます。

様式第8号（第12条関係）

<p>文書等公開決定等期間延長通知書</p> <p>茨土地公第 号 令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p>茨木市土地開発公社 理事長 印</p> <p>令和 年 月 日に申出のありました文書等の公開については、次のとおり公開決定等の期間を延長しますので、茨木市土地開発公社情報公開規程第12条第2項の規定により通知します。</p> <p>なお、公開決定等を行ったときは、改めて通知します。</p>	
公開申出に係る文書等の件名	
延長の期間	第12条第1項の決定期間に 日間延長します。
延長後の決定期間の満了日	令和 年 月 日
延長の理由	
担 当	部 課 電話番号

様式第9号（第13条関係）

<p>文書等公開決定等期間特例延長通知書</p> <p>茨土地公第 号 令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p>茨木市土地開発公社 理事長 印</p> <p>令和 年 月 日に申出のありました文書等の公開については、茨木市土地開発公社情報公開規程第13条の規定により、公開申出に係る文書等のうち相当の部分について公開決定等を行い、残りの文書等は、相当の期間内に公開決定等を行いますので、次のとおり通知します。</p> <p>なお、公開決定等を行ったときは、改めて通知します。</p>	
公開申出に係る文書等の件名	公開決定等した部分 残りの部分
期間延長の理由	
文書等の相当の部分を公開決定等できる期限	令和 年 月 日
残りの文書等を公開決定等できる期限	令和 年 月 日
担 当	部 課 電話番号

様式第 10 号（第 14 条関係）

<p>意見照会書</p> <p>様 茨土地公第 号</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>茨木市土地開発公社</p> <p>理事長 印</p>	
<p>茨木市土地開発公社では、茨木市土地開発公社情報公開規程の定めるところにより、保有している文書等の公開を申出することができます。</p> <p>今回、あなたに関する情報が記録されている文書等について、茨木市土地開発公社情報公開規程第 6 条の規定に基づき公開申出がありました。この文書等の公開決定等をするに当たって、意見書を提出することができますので、同規程第 14 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり照会します。</p>	
公開申出に係る文書等の件名	
申出があった日	令和 年 月 日
公開申出に係る文書等が記録されているあなたに関する情報の内容	
規程第 14 条第 2 項の規定による照会の場合の各号の適用区分及び当該規定を適用する理由	規程第 14 条第 2 項第 号適用
意見書の提出期限	令和 年 月 日
意見書の提出先	所在地 〒 部 課 電話番号

様式第 11 号（第 14 条関係）

文書等公開決定等に係る意見書

令和 年 月 日

茨木市土地開発公社
理事長 殿

回答者 郵便番号
住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)
電話番号

令和 年 月 日付け茨土地公第 号で照会のあった件についての意見は、次のとおりです。

公開申出に係る文書等の内容	
公開についての意見	<input type="checkbox"/> 公開してもよい。 <input type="checkbox"/> 公開に反対する。
公開決定に反対する場合の理由	

様式第 12 号 (第 14 条関係)

<p>文書等公開通知書</p> <p>茨土地公第 号 令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p>茨木市土地開発公社 理事長 印</p> <p>あなた（貴団体）に関する情報が記録されている文書等を公開しますので、茨木市土地開発公社情報公開規程第14条第4項の規定により、次のとおり通知します。</p>	
公開申出に係る文書等の 件名	
公開申出に係る文書等が 記録されているあなた に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	令和 年 月 日
担 当	部 課 電話番号

様式第 13 号（第 18 条関係）

異 議 申 出 書

令和 年 月 日

茨木市土地開発公社

理事長 殿

異議申出人

⑩

次のとおり異議申出をします。

1 異議申出人の住所及び氏名

住所

氏名

2 異議申出に係る公開決定等

3 異議申出に係る決定等があったことを知った年月日

4 異議申出の趣旨

5 異議申出の理由

様式第 14 号（第 18 条関係）

茨土地公第 号
令和 年 月 日

茨木市長

殿

茨木市土地開発公社
理事長



情報公開異議申出について（依頼）

茨木市土地開発公社情報公開規程第 18 条の規定により、下記の情報公開異議申出について茨木市
情報公開・個人情報保護審査会に照会したいので、よろしくお願いします。

記

- 1 情報公開異議申出書写し 別紙 1 のとおり
- 2 文書等非公開決定通知書写し 別紙 2 のとおり
(又は、文書等部分公開決定通知書など)
- 3 文書等公開申出書写し 別紙 3 のとおり
- 4 その他

様式第 15 号（第 18 条関係）

情報公開・個人情報保護審査会照会通知書

茨土地公第 号
令和 年 月 日

様

茨木市土地開発公社
理事長 印

文書等の公開申出に係る公開決定等に対する異議申出について、茨木市土地開発公社情報公開規程第18条の規定により、茨木市情報公開・個人情報保護審査会に照会しましたので、次のとおり通知します。

公開申出に係る文書等の 件名	
異議申出の内容	
異議申出のあった日	令和 年 月 日
茨木市情報公開・個人情報 保護審査会に照会した 日	令和 年 月 日
担 当	部 課 電話番号